

自動船位保持設備（DPS）の制御の切換えに関する事項

改正規則

鋼船規則 P 編

（日本籍船舶用及び外国籍船舶用）

改正理由

2017 年 6 月に開催された IMO 第 98 回海上安全委員会（MSC98）において、自動船位保持設備に関する設備要件等を取り纏めた国際的な基準を示す指針が MSC.1/Circ.1580 として承認され、本会はその内容を既に本会規則に取入れている。

当該基準では、自動船位保持設備を構成する冗長化された装置及びシステム（2 級及び 3 級相当）について、操作者の手動操作を必要とせずに迅速に利用できなければならない旨規定している。

一方で、本会規則では、2 級の自動船位保持設備について、1 の装置から他の装置への切換えは、可能な限り自動切換えできるか、又は操作者の操作が最小となるものでなければならない旨規定しており、切換えに関する取扱いが一部不明確である。

このため、2 級の自動船位保持設備についても、操作者の操作を必要とせずに自動切換えできることが求められる旨を明確にすべく、関連規定を改める。

改正内容

2 級の自動船位保持設備を構成する冗長化された装置及びシステムについて、1 の装置から他の装置への切換えに手動操作を用いることが認められる旨の規定を削る。

「鋼船規則」の一部を次のように改正する。

P 編 海洋構造物等

10 章 位置保持設備

10.7 自動船位保持設備

10.7.2 自動船位保持設備のシステム

-1.を次のように改める。

-1. 自動船位保持設備を構成する冗長化された装置及びシステムは、操作者の手動操作を必要とせずに迅速に利用でき、進行中の船舶の作業が安全に終了するまで、継続して自動船位保持できる能力を有するものでなければならない。また、制御の切換えは円滑に、かつ、船舶の設計条件下における自動船位保持の許容範囲内で行えるものとしなければならない。~~2級自動船位保持設備にあつては、1つの装置から他の1以上の装置への切換えは、円滑で、可能な限り自動切換えできるか、又は操作者の操作が最小となるものでなければならない。~~